

福岡県久山町議会

事績2 住民に開かれた議会

平成 29 年 9 月に改選前の前体制で議会基本条例を制定し、新体制の下で議会に対する理解を深めていただくために、議会基本条例解説書を住民の皆さまに配布するなど、久山町議会を今まで以上に住民の皆さまに開かれた議会にすることを目指して、議会運営委員会を中心に取り組んでいる。本町議会がこれまで進めてきた内容は次のとおりである。

●議会広報に関する取り組み

議会広報は広報特別委員会が編集を行い、年 4 回発行している。町内全戸への配布は、平成 25 年 9 月の改選後から議員が分担して行っている。夏の暑い時期の配布はかなり負担にもなっているが、議会広報の配布の際、住民の方とのコミュニケーションを図ることができ、広聴の機会として活用しているところである。

一般質問は、議員の活動内容を明らかにし、また、首長の考えを示す場でもあることから、住民の皆さまへより詳しくお伝えするために、平成 29 年の改選後の広報から、一人当たりの紙面を半ページから 1 ページに拡大した。このことによりページ数が多くなり、編集の負担も増えたが、毎定例会における一般質問者が 10 人中 8 人のペースを維持しており、議会の活性化につながっている。

委員は、文字の大きさや文章表現に気配りし、掲載内容についても、住民の皆さまにわかりやすい紙面を目指して議論を重ねながら編集を行っている。また、他議会の広報紙を参考にしたり研修会に参加したりして、日々研さんに努めている。

平成 30 年発行分から町のホームページにも議会広報を掲載しており、議会広報の QR コードから町のホームページの議会へのリンクを可能にし、若い方々に向けた取り組みも行っている。

●議会傍聴に関する取り組み

町の約 7 割の世帯に設置された有線放送を活用し、会期日程、一般質問の開催日などの周知に努め、また、議員も地域の方へお知らせしたりして議会傍聴を促す取り組みを行っている。一般質問通告書は、ホームページに掲載し、事前に確認できるようにしているため、興味がある質問を聞きに来られる方もおられる。

議場は、昭和 45 年に庁舎が建築された当時のままで、マイクシステムがないために、傍聴席に声が聞こえないという苦情が寄せられていた。そのため平成 30 年度にマイクシステムを整備し、議場での傍聴が聞きやすくなったと喜ばれている。

本会議場に入りづらいという方もおられるので、役場庁舎1階ロビーにおいては、議場のライブ映像を放映している。

傍聴に来られた方には、簡単なアンケート調査にご協力いただき、皆さまの声を生かした改善にも、鋭意努めているところである。